

「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化
及び防災体制の抜本的強化を求める意見書（案）

本年 7 月 17 日に「防災庁設置法」が公布され、平時の防災・減災対策から災害発生時の対応、復旧・復興までを見据え、防災に関する施策の企画立案や総合調整を担う司令塔組織として、防災庁設置に向けた準備が進められている。

一方で、本年 7 月 28 日に発生した「令和 8 年熊本地震」は、最大震度 7、マグニチュード 7.1 を観測する大規模な地震となり、発災後も地震活動が続いている。特に、猛暑期における大規模災害であったことから、停電や断水が続く中での避難生活や車中泊、在宅避難に伴う熱中症、脱水症状、エコノミークラス症候群等の健康リスク、トイレ等の衛生環境の確保、燃油の安定供給、さらには自治体職員自らの被災によるマンパワー不足など、激甚化・複雑化する災害現場における課題が改めて浮き彫りになっている。

今後、南海トラフ地震をはじめとする巨大地震や気象変動に伴い、激甚化・頻発化する豪雨災害等に備え、国民の命と暮らしを守り抜くためには、防災庁が現場のニーズを的確に把握し、国と地方自治体、関係機関を迅速かつ効果的につなぐ司令塔機能を発揮するとともに、地方自治体の防災、受援体制を抜本的に強化することが不可欠である。

よって、政府においては、防災庁の発足を機に、近年の大規模災害から得られた教訓を踏まえ、地方自治体との連携を一層強化し、以下の措置について速やかに必要な措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 猛暑期の避難生活における衛生・生活環境の抜本的な改善
災害発生初期から、トイレカー、トイレトレイラー等の災害対応車両を被災地のニーズに応じて迅速に配置するとともに、下水道接続、し尿処理、給排水、清掃等を含めた衛生環境を確保するため、全国的な広域派遣、搬送体制を強化すること。
併せて、移動式空調施設、簡易ベッド、発電・蓄電設備、給水・シャワー設備、温かい食事が提供できるキッチンカー等について、平時から登録、備蓄、広域調達を進め、発災時に迅速に搬送、提供できる体制を構築すること。
- 2 災害関連死を防ぐための医療・福祉支援体制の強化
猛暑期や厳寒期の避難生活における熱中症、感染症、エコノミークラス症候群等の発生を防ぐため、DMAT（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、DWAT（災害派遣福祉チーム）等について、指定避難所だけでなく、車中泊避難者や在宅避難所へも早期かつ継続的に支援が届くよう、巡回・派遣体制を強化すること。
- 3 被災自治体への総合調整人材の派遣と受援体制の強化
被災自治体におけるマンパワー不足に対応するため、GADM（災害マネジメント総括支援員）をはじめ、国・自治体・民間の支援を円滑に繋ぐコーディネート機能を担う職員を迅速に派遣、配置する仕組みを強化すること。
併せて、地方自治体の受援体制を平時から支援する仕組みを構築すること。

- 4 ガソリン・軽油等の緊急用燃油の安定・優先供給体制の確立
被災地での救急・消防活動、災害復旧活動、避難輸送及び住民の生活維持に必要なガソリン・軽油等の燃油を確保するため、被災期における燃油の優先供給、輸送及び販売に関する関係機関・事業者間の連携体制を強化し、迅速かつ安定的に供給できる全国的な緊急供給スキームを構築すること。
- 5 複合災害・二次災害防止に向けた監視・警戒体制の強化
地震後の余震や降雨に伴う土砂災害、地盤の変状等による火山の大噴火を含めた二次災害を防ぐため、地殻変動、斜面等の監視・観測体制を強化するとともに、国、都道府県、市町村及び関係機関が観測情報を迅速に共有し、住民への分かりやすい情報提供と避難体制を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 30 日

鹿児島県鹿屋市議会

内閣総理大臣 殿
国土交通大臣 殿
厚生労働大臣 殿
経済産業大臣 殿
内閣府特命担当大臣（防災） 殿